

公 示 送 達 書

令和8年7月31日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 野平 光香

住 所

〒175-0083

東京都板橋区徳丸2丁目12番4号グリーンハウス201

送 達 す る 書 類 名 令和8年度 固定資産税1期督促状 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年7月31日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 向井 史郎 (向井 チヨ分)

住 所

〒891-3702

鹿児島県熊毛郡南種子町平山752番地

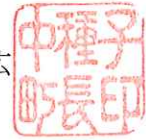
送 達 す る 書 類 名 令和8年度 固定資産税1期督促状 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年7月31日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	松村 誠一
住 所	〒890-0014
	鹿児島県鹿児島市草牟田1丁目19番53号
送 達 す る 書 類 名	令和8年度 固定資産税1期督促状 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年7月31日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

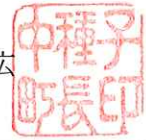
中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者	樋口 徳衛
住 所	〒891-3602
	鹿児島県熊毛郡中種子町牧川1658番地
送 達 す る 書 類 名	令和8年度 固定資産税1期督促状 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和8年7月31日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 菊地 重雄

住 所

〒891-3604

鹿児島県熊毛郡中種子町野間2563番地

送 達 す る 書 類 名

令和8年度 固定資産税1期督促状 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年7月31日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 野平 ツルエ

住 所

〒891-3604

鹿児島県熊毛郡中種子町野間5172番地1

送 達 す る 書 類 名

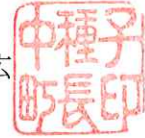
令和8年度 固定資産税1期督促状 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年7月31日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 田上 タエ子

住 所

〒891-3604

鹿児島県熊毛郡中種子町野間5101番地6

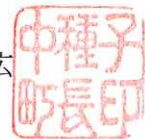
送 達 す る 書 類 名 令和8年度 固定資産税1期督促状 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年7月31日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 淵 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 久保田 富太郎

住 所

〒891-3604

鹿児島県熊毛郡中種子町野間6584番地11(養護老人ホームつまべに苑)

送 達 す る 書 類 名 令和8年度 固定資産税1期督促状 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年7月31日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)



書類の送達を受けるべき者	五十嵐 善信
--------------	--------

住 所	〒891-3605
	鹿児島県熊毛郡中種子町油久3833番地2

送 達 す る 書 類 名	令和8年度 固定資産税1期督促状 1通
---------------	---------------------

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年7月31日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)



書類の送達を受けるべき者	朝隈 睦美
--------------	-------

住 所	〒135-0052
	東京都江東区潮見2丁目8番14-605号

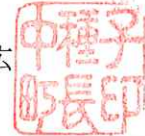
送 達 す る 書 類 名	令和8年度 固定資産税1期督促状 1通
---------------	---------------------

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年7月31日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 大河 みゆき (鎌田 ヒサエ分)

住 所

〒891-3222

鹿児島県西之表市国上1176番地22

送 達 す る 書 類 名 令和8年度 固定資産税1期督促状 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年7月31日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)

書類の送達を受けるべき者 大山 和男 (大山 寅良分)

住 所

〒891-3604

鹿児島県熊毛郡中種子町野間6335番地5

送 達 す る 書 類 名 令和8年度 固定資産税1期督促状 1通

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日
を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年7月31日

下記の書類は、中種子町役場税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

中種子町長 田 渕 川 寿 広
(税 務 課 扱 い)



書類の送達を受けるべき者	大山 和男
住 所	〒891-3604
	鹿児島県熊毛郡中種子町野間6335番地5
送 達 す る 書 類 名	令和8年度 固定資産税1期督促状 1通
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示した日から起算して7日を経過したときには、書類の送達があったものとみなされます。	